

平成 31 年度第 1 回狛江市総合教育会議

議 事 日 程

〔 令和元年 6 月 7 日（金）午後 3 時  
狛江市防災センター 3 階会議室 〕

－ 議事説明－

- ・ 議事概要
- ・ 出席者紹介

－ 協議・調整事項－

- (1) 小・中学校屋内運動場の空調設備設置について
- (2) 第 2 期狛江市教育振興基本計画の改定について
- (3) 狛江市教育支援センター事業計画について

－ 報告事項－

- (1) 狛江市立学校給食費に関して意見を求めることについて
- (2) 教科書採択の概要について

■ 資料

- 1) 平成 31 年度第 1 回狛江市総合教育会議出席者名簿
- 2) 小・中学校屋内運動場の空調設備設置について（案）
- 3) 第 2 期狛江市教育振興基本計画の改定について
- 4) 狛江市教育支援センター事業計画

■ 参考資料

- 1) 狛江市第 4 次基本構想（素案）
- 2) 狛江市小学校・中学校教科書採択概要図

## ■平成31年度第1回狛江市総合教育会議出席者名簿

区分	氏名	職名
会長	松原 俊雄	狛江市長
委員	有馬 守一	狛江市教育委員会教育長
	佐藤 正志	狛江市教育委員会委員教育長職務代理者
	熊谷 勝仁	狛江市教育委員会委員
	千葉 眞理	狛江市教育委員会委員
	鈴木 晃子	狛江市教育委員会委員
事務局	高橋 良典	狛江市企画財政部長兼 子育て・教育支援複合施設準備室長
	田部井 則人	狛江市企画財政部政策室長
	上田 智弘	狛江市教育委員会教育部長
	小嶺 大進	狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長
	宗像 秀樹	狛江市教育委員会教育部学校教育課長
	白鳥 幹明	狛江市教育委員会教育部社会教育課長
	安江 真人	狛江市教育委員会教育部公民館長
	西田 久美子	狛江市教育委員会教育部図書館長

小・中学校屋内運動場の空調設備設置について（案）

学校名	31年度	令和2年度	令和3年度	備考
一小	○			
三小		○		大規模改修を令和2年度から2～3年間の計画で予定しており、毎年、改修時期を夏季休業中を含み4か月程度を見込んでいることから、改修期間にあわせて先行して設置する。
五小			○	
六小			○	
和泉小			○	
緑野小	整備済み			
一中		○		
二中	整備済み			夏季期間中における部活動に配慮し、中学校屋内運動場への設置を先行して実施する。
三中		○		
四中		○		

※市内地域の設置バランスからも、中学校と狛江第三小学校を先行させる。

## ■第2期狛江市教育振興基本計画の改定について

### 【背景】

現行の第2期教育振興基本計画は、「狛江市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」で狛江市後期基本計画に基づく狛江市の教育分野のマスタープラン、狛江市の教育分野における総合的な施策大綱（狛江市教育大綱）として平成26年11月に策定されたものである。今年度本計画が、終期を迎えるとともに、計画策定にあたり参酌すべきと定められている国の教育振興基本計画及び東京都の教育ビジョンが改定されたことに加え、市の将来都市像を示す基本構想並びに基本計画が新たに策定されることとなったことからそれらを踏まえ、改定を行うこととする。

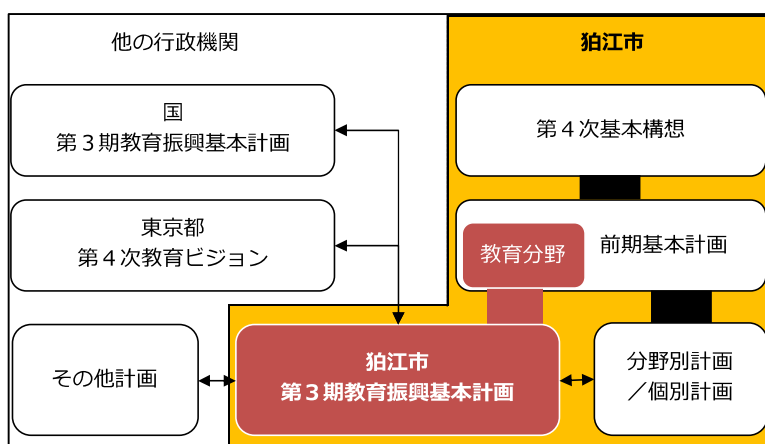
### 【位置付け】

現行の計画同様

- ・教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育基本計画第17条第2項）
- ・狛江市第4次基本構想前期基本計画に基づく教育分野のマスタープラン
- ・狛江市の教育等における総合的な施策大綱（地方行政の組織及び運営に関する法律第1条の3）

としての位置付けを持つものとし、市の教育以外の分野の各種計画と整合性を図るほか、国や都の関連計画も参酌し、関係部局や他の行政機関の取組みとも調和しながら市の教育行政全般を推進する。

### ■計画の位置付けイメージ



### 【基本的事項】

- ◆名称 次期計画の名称は、「第3期狛江市教育振興基本計画」とする。
- ◆計画期間 計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とする。  
ただし、急激な社会情勢の変化や関連計画の改定等により、市の教育行政を取り巻く環境に著しい変化が生じたときには、計画の見直しも含め、柔軟に対応するものとする。

### 【検討体制】

教育委員会の附属機関として、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会を設置する。

検討委員会は、学識経験者、教育関係者、公募市民により構成し、教育委員会教育長からの諮問に基づき、計画案を検討・答申する。

事務局は、学校教育課教育庶務係が担い、必要に応じて各課に資料作成、検討委員会等への出席を依頼する。

教育関係者については、市立小・中学校長代表、PTA代表、社会教育委員といった狛江の教育に直接関わる当事者に加え、改定された国・都の計画や現在改定中の狛江市第4次基本構想の方向性を踏まえ、次期計画において重要課題となると考えられるグローバルに活躍できる人材育成（国際化推進）、多様なニーズに対応した教育機会の提供（特別支援教育の推進）、水と緑の狛江の実現（環境教育の推進）に関し知見を有する有識者に委員としての参画を依頼するものとする。

#### ■検討委員会構成（案）\*調整中含む

区分	選出分野等
学識経験者 (1)	狛江市の教育行政に精通する者
教育関係者 (5)	①狛江市立小・中学校代表
	②PTA代表
	③社会教育委員
	④国際化推進・環境教育有識者
	⑤特別支援教育有識者
公募市民委員 (4)	

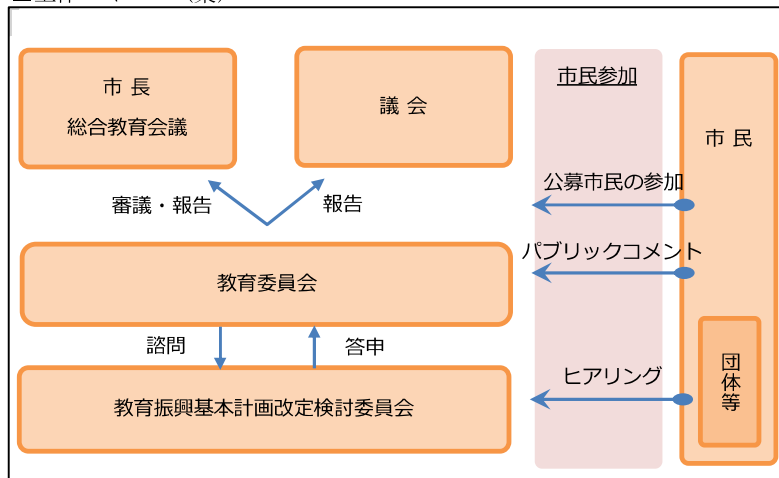
【スケジュール】

検討過程を次の段階に整理し、令和2年3月の教育委員会定例会での最終決定をめざす。

- ◇フェーズ1…現計画の到達点の整理，計画改定に向けた課題抽出・方向性検討
- ◇フェーズ2…計画骨子・個別施策の検討
- ◇フェーズ3…最終取りまとめ

フェーズ	検討委員会	月	内容	市長部局等
1		5・6月	教育委員会，総合教育会議において方針決定	総合教育会議審議
	第1回	6月	・諮問，方針・スケジュール等説明	
2	第2回	7月	・前計画の到達点の整理，計画改定に向けた課題抽出	
	第3回	8月	・関連計画等を踏まえた新たに盛り込むべき等検討	
	第4回	9月	・計画骨子検討 (各施策項目における項目出し・キーワード抽出)	
		10月	団体等ヒアリング *2～3回に分けて実施	
	第5回	11月	・個別施策の検討(各施策の検討)	
	第6回	12月	・計画素案決定	庁議報告
3		R2・1月	パブリックコメント	
	第7回	R2・2月	・計画案決定・答申	
		R2・3月上旬	教育委員会定例会において決定	庁議報告

■全体スキーム(案)



# 狛江市教育支援センター事業計画

令和元年5月  
狛江市教育委員会

— 目次 —

1	計画策定の目的	1
2	管理運営	2
3	実施事業	2
4	各センターとの連携推進	8
5	国及び東京都等の交付金・補助金の活用	9
6	職員体制等	9



## 1 計画策定の目的

「狛江市公共施設整備計画（平成 28 年度ローリング版）」に（仮称）狛江市子育て・教育支援複合施設（以下「複合施設」という。）の整備が示されたことを受け、平成 30 年 3 月に「（仮称）狛江市子育て・教育支援複合施設整備全体構想（以下「全体構想」という。）」が策定されました。全体構想では、複合施設において、子ども家庭支援センター、児童発達支援センターと教育支援センターが「きづく」「よりそう」「ささえる」「つなぐ」の 4 つの視点から連携し、子どもの育ちや発達を切れ目なく支える等の施設運営の基本的な考え方が示されています。

教育研究所は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条に規定される教育機関であり、狛江市教育研究所条例に基づき、教育に関する資料の収集、調査、研究及び普及に関すること、教職員の研究、研修及び相談に関すること、教育相談に関すること、不登校児童・生徒の適応指導に関すること及びその他必要と認める事業を実施することにより、市における教育の振興を図るための機関です。

全体構想と並行して策定した狛江市教育支援センター整備基本構想（以下「基本構想」という。）では、従来の教育研究所の機能に加えて、児童・生徒の社会的自立に向けて、相談及び適応、学習等に関する円滑な支援を行うとともに、学校教育における新たな教育課題への対応及び支援のために新たな機能を付加した教育支援センターを設置することとし、児童・生徒が人と人との温かなつながりの中で個性を伸ばし、自分の力で未来を拓くことができるよう、支え導く教育の拠点でありたいと考え、以下の基本理念を定めました。

### 教育支援センター基本理念

温かなつながりの中で

伸びやかな未来を拓く教育支援の拠点

この狛江市教育支援センター事業計画（以下「事業計画」という。）は、全体構想等との整合性を図りながら、基本構想で掲げた基本理念や必要な機能を具現化するため、教育支援センターの管理運営方法や職員体制、実施事業等に関する基本的な内容を定めるものです。ただし、本事業計画は今後の社会情勢や教育課題、利用者のニーズ等に柔軟に対応できるよう、実施事業内容・職員体制等について可能な範囲で見直しを行うこととします。

## 2 管理運営

教育支援センターの管理運営については、以下のとおりとします。

### (1) 施設管理

複合施設全体の施設管理は市が行い、教育支援センターは現在の教育研究所と同様に教育委員会が直接運営します。

### (2) 開館時間及び休館日（想定）

開館時間及び休館日は現行の開館時間等を基本とし、施設全体の管理運営や他センター一の運営等を踏まえて決定するものとします。

階	施設名等		開館時間・休館日				
			月曜日から金曜日	土曜日	日曜日	祝日	年末年始
3	教育支援センター	教育相談	9:00～18:00 ※1	休館	休館	休館	休館
		適応指導教室 (ゆうゆう教室)	9:30～16:00 ※2	休館	休館	休館	休館

※1 受付時間については他施設と整合性を図り決定します。

※2 児童・生徒通室時間

### (3) 設置場所

以下の場所に複合施設を整備し、施設3階に教育支援センターを設置します。

住所：狛江市元和泉1-11-11

### (4) 連絡協議会

校長会等の機会を活用して学校との連携・情報交換をすることに加え、連絡協議会を実施し、関連機関・関係部署等と教育に関する諸課題の協議や情報交換を行います。

## 3 実施事業

教育支援センターの実施事業については、以下のとおりとします。

### (1) 教育支援センター機能

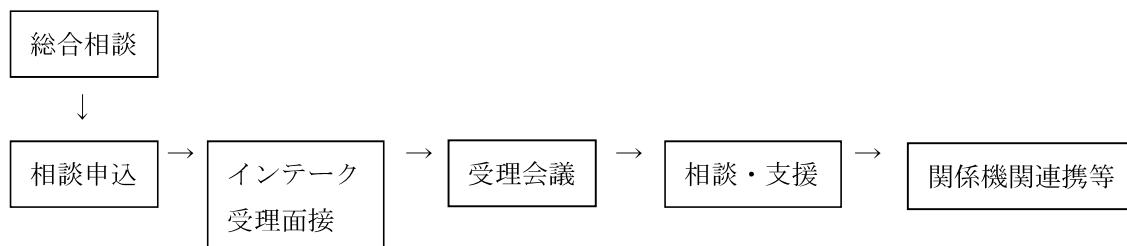
#### ア 教育相談

就学前の5歳児、児童・生徒（中学校を卒業した者も含む。）及びその保護者の教育に関する悩みや心配事等について、臨床心理士等が本人、保護者、関係者の相談に応じ

ます。相談は面接・電話によって実施し、学校や家庭の連携や協力だけでは解決できないような課題に対しては、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）と連携して他センターや各関連機関に引き継ぐなどの支援等を行います。

相談中の就学前5歳児については、希望者を対象にグループ療育指導を実施します。

【相談の流れ】



【相談件数の推移】

●来所相談

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
不登校	40	36	25	30	35
発達言語	144	150	155	158	186
いじめ	5	5	5	2	0
性格・行動	57	65	67	69	63
精神・身体	12	9	5	9	11
進路・適性	13	12	20	29	40
家庭環境	3	2	1	2	3
その他	0	2	0	1	2
計	274	281	278	300	340

●電話相談

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
不登校	4	4	2	0	7
発達言語	0	2	1	1	18
いじめ	2	2	1	2	1
性格・行動	1	2	11	8	15
精神・身体	3	0	0	1	2
進路・適性	4	0	0	1	1
その他	3	2	4	4	13
計	17	12	19	17	57

また、各学校に専門教育相談員や特別支援教育に係る専門家チームを派遣し、児童・生徒及びその保護者、学校関係者等を対象にした現場対応型・予防型の相談を実施します。

【学校訪問相談件数の推移】

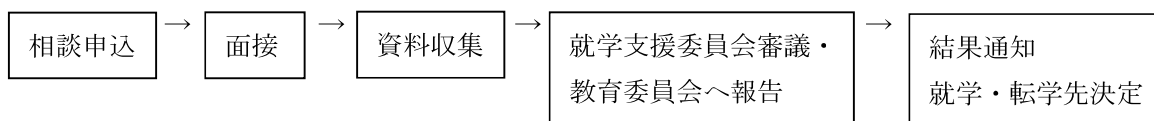
●教育相談（全校合計）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
不登校	50	57	51	62	74
発達言語	248	313	339	308	399
いじめ	14	13	39	25	9
性格・行動	296	247	382	381	385
精神・身体	41	26	38	33	40
進路・適性	8	9	13	25	25
家庭環境	43	61	60	61	86
その他	148	167	102	103	143
合計	848	893	1024	998	1161

イ 就学・転学相談

特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者からの就学・転学に関する相談を受け、発達検査・専門医による診断や在籍校における授業中の行動観察又は模擬的な学習場面における観察記録等をもとに、市内各学校の校長・副校長・教員や、都立特別支援学校の教員で構成する就学支援委員会において就学・転学先を審議します。その結果をもとに保護者の意向を確認のうえ、就学・転学先を決定します。

【相談の流れ】



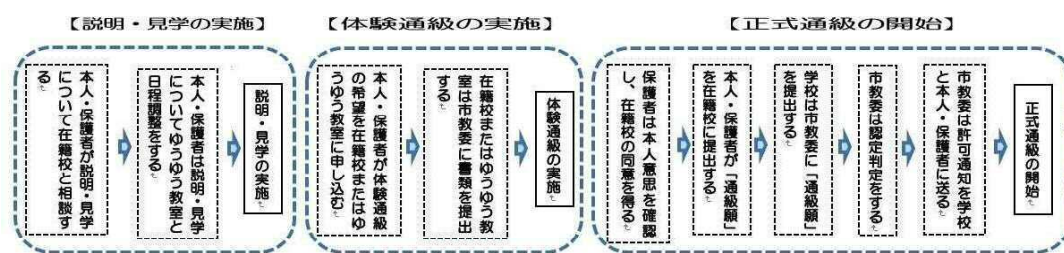
【相談件数の推移】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校就学	24	21	37	38	33
中学校就学	23	22	28	26	33
小学校転学	28	30	48	41	38
中学校転学	1	2	5	8	3
合計	76	75	118	113	107

## ウ 不登校等の児童・生徒等の支援

ゆうゆう教室において、通常の学校生活に適応できず、不登校傾向にある児童・生徒に対して心を開いて活動するための場を提供し、様々な活動を通して他者との人間関係づくりを学ぶとともに、一斉・個別学習を通して在籍学校への復帰を目指します。

### 【通級までの流れ】



この他、不登校による家庭での閉じこもり及び生活指導上援助を必要とする児童・生徒に対して、訪問相談員（ゆうあいフレンド）が家庭訪問・ゆうゆう教室訪問・学校訪問を行い、話し相手、相談相手、遊び相手となり子どもの心をやわらげ、人間関係を回復し、社会適応のための自立を支援するとともに、特別支援教育として学校巡回指導を行い、特別な支援を必要とする児童・生徒（LD・ADHD等）への指導・援助を行います。

【在籍者数の推移】

(平成 25 年度)

当時の 学年	人数 (人)	通室年数								復帰 又は進学		在籍校復帰	
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	人 数	割合 (%)	人 数	割合 (%)
小5	1	1											
小6	1	1											
中1	3	3											
中2	3	2	1										
中3	7	3	3			1				7	100.0		
合計	15	10	4	0	0	1	0	0	0	7			

(平成 26 年度)

当時の 学年	人数 (人)	通室年数								復帰 又は進学		在籍校復帰	
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	人 数	割合 (%)	人 数	割合 (%)
小5	0												
小6	1		1							1	100.0		
中1	2	1	1										
中2	6	3	3										
中3	3		2	1						3	100.0	1	33.3
合計	12	4	7	1	0	0	0	0	0	4		1	

(平成 27 年度)

当時の 学年	人数 (人)	通室年数								復帰 又は進学		在籍校復帰	
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	人 数	割合 (%)	人 数	割合 (%)
小5	0												
小6	0												
中1	2	2											
中2	4	2	1	1									
中3	8	2	3	3						8	100.0	1	12.5
合計	14	6	4	4	0	0	0	0	0	8		1	

(平成 28 年度)

当時の 学年	人数 (人)	通室年数								復帰 又は進学		在籍校復帰	
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	人 数	割合 (%)	人 数	割合 (%)
小 5	0												
小 6	0												
中 1	2	2											
中 2	5	3	2							1	20.0	1	20.0
中 3	7	4	1	1	1					7	100.0	2	28.6
合計	14	9	3	1	1	0	0	0	0	8		3	

(平成 29 年度)

当時の 学年	人数 (人)	通室年数								復帰 又は進学		在籍校復帰	
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	人 数	割合 (%)	人 数	割合 (%)
小 5	0												
小 6	1	1								1	100.0		
中 1	1	1								1	100.0	1	100.0
中 2	6	4	2							1	16.7	1	16.7
中 3	6	2	2	2						6	100.0		
合計	14	8	4	2						9	64.2	2	14.3

※いずれも小学校 1 年生から小学校 4 年生までに在籍児童はいない。

#### エ 学校生活に配慮を要する児童・生徒等への支援

いじめ等の様々な問題行動や学習の遅れは適応課題の要因となります。不登校等の未然防止のため、教員に加えてゆうあいフレンドの学校訪問等による補充的な学習支援を行い、基礎学力の定着を図ることに加え、問題行動等対策連絡協議会・いじめ問題対策委員会等と連携して学校生活において配慮を必要とする児童・生徒等への支援を行います。

また、ゆうゆう教室の他、フリースクール等の関係機関と連携して不登校傾向にある小学生の居場所をつくり、早期の段階での適応指導を行います。

中学生については問題行動の未然防止のため、専門教育相談員及び専門家チームが学

校支援会議等と連携し、小学校からの切れ目のない一貫した支援を実施します。また、相談件数の増加や相談内容の多様化による専門教育相談員のニーズの高まりを踏まえ、円滑な就学あるいは進級・進学への支援を実現するための勤務体制を整備します。

## (2) 教育研修センター機能

### ア 教育に関する情報の収集・整理・提供

従来の教育研究所庶務部が担っていた業務を引き継ぎ、教育情報資料の収集・保管を行います。

また、特別支援教育・不登校等に特化した資料・調査研究センターとして資料を収集し、教員等が活用できるようにすることで、特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒の二次的な障がい及び不登校等の予防的な機能を拡充します。

### イ 教育に関する各種調査・研究

各学校や教育委員会等と連携して教育に関する各種調査・研究を行い、各種教育課題の解決に取り組みます。

### ウ 教職員の研修

各学校や教育委員会等と連携して教員の指導力向上のための取組みを実施します。

教育アドバイザーが教職員研修の講師を務める他、各学校を巡回して新規採用教員等に学習指導・生活指導等の教育活動や児童・生徒及び保護者との関係づくり等について支援・助言を行うことにより、児童・生徒理解に基づいた教育課題への的確な対応が実現できる教員の育成とコンサルテーション等を行います。

なお、研修機能の拠点や研修の実施場所については、学校内等のより学校現場に近い位置に設けるなど、教員との密接な連携が図れる体制の構築を検討します。

## 4 各センターとの連携推進

複合施設は、子育て、福祉、教育の3つの機能を備えた施設であり、教育の機能を担う教育支援センターは、就学前並びに就学後において就学・転学相談によって、適切な就学・転学先へ「つなぐ」とともに、就学後は、教育相談や不登校児童・生徒の支援等、児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに合わせて、成長発達を支援するため「よりそう」「ささえる」役割を担っています。また、配慮を要する児童・生徒に対して「きづく」視点から、様々な支援を検討するとともに、教育研修センター機能を活用し、教員研修はもちろんですが、情報収集や情報提供、調査研究など日々の活動をもって、狛江の教



育を支える機能を担うものでもあります。

これらの活動を計画的かつ総合的に推進するために、子ども家庭支援センターや児童発達支援センターと密に連携し、児童・生徒に的確にアセスメントを図り、情報を共有するとともに相互に役割を補完しつつ、相乗的、効果的に機能を発揮し、総合相談窓口から児童・生徒の成長発達段階に応じて切れ目のない支援を実現します。

従来教育で取り組んできた「ふさわしい環境」「教育内容・方法の充実」「教育委員会・関係機関の支援体制」に加えて、より幅広い連携推進を図ることによって、児童・生徒の健やかな成長発達を支援します。

## 5 国及び東京都等の交付金・補助金の活用

教育委員会においては、これまでも「フリースクール等で学ぶ不登校児童・生徒等への支援モデル事業」（平成 28 年度文部科学省）、「いじめ対策・不登校支援等推進事業」（平成 29 年度・30 年度文部科学省）、「教育支援センター機能強化モデル事業」（平成 29 年度・30 年度東京都）等の事業を活用し、効率的に不登校対策事業等を推進してきました。

今後もこうした制度を積極的に活用することにより、市の財政的な負担の軽減を図るなど、効率的な運営に努めるものとします。

## 6 職員体制等

教育支援センターに配置する職員、職員数及び職務は、以下のとおりとします。

各職員に対しては研修を実施する他、専門職のスーパーバイザーを委嘱して支援体制を構築するなどの方法により、資質向上に努めます。

なお、以下に示す職員は嘱託職員や東京都公立学校非常勤教員（以下「非常勤教員」という。）とし、正規職員については、全体の組織を検討する中で別途検討することとします。

### （1）センター長【職員数 1 名】

教育支援センターの運営責任者として、複合施設長の業務を専門的な知見から支援するとともに、教育支援センターの事務を統括し、職員を指揮監督します。

教育に係る豊富な知識・経験を有する学校管理職経験者等を市嘱託職員として配置し、教育委員会や各学校等の関係機関と円滑な調整等を行います。

(2) 教育アドバイザー【職員数1名（センター長と兼務）】

各学校や指導室等と連携して、教員の指導力向上のための取組みを実施します。

(3) ゆうゆう教室主任【職員数1名】

ゆうゆう教室の運営を統括します。非常勤教員等を充て、児童・生徒が在籍する学校や教育委員会等との綿密な連携を図ることができる者としてします。

(4) ゆうゆう教室担当者【職員数5名程度】

非常勤教員、適応指導員（市嘱託職員）を配置し、ゆうゆう教室の児童・生徒への学習指導及び学習援助、在籍校担任との情報交換等を行います。

(5) 専門教育相談員【職員数8名】

市嘱託職員の専門教育相談員を配置し、来館や電話による教育相談対応（心理面接、プレイセラピー、認知発達検査等）、学校へ訪問しての児童・保護者の相談対応及び教員へのコンサルテーション等を行います。

(6) S S W【職員数2名】

市嘱託職員のS S Wを配置し、家庭や学校における保護者や児童・生徒が抱える問題を解決するための関係機関との連携や調整、問題の改善について教職員・保護者等への支援、相談及び情報提供を行います。

(7) 就学相談専門員【職員数2名】

市嘱託職員の就学相談専門員を配置し、特別な支援を必要とする児童・生徒に最も適した教育環境を保護者とともに考えていくための相談対応を行います。

# 狛江市第4次基本構想

## (素案)

平成31年4月

狛 江 市

## 目次

1	はじめに	1
2	計画期間	1
3	狛江市の将来都市像	2
4	まちづくりの視点	3
5	分野別のまちの姿	5

## **1 はじめに**

基本構想とは、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像やまちづくりの方向性等を示すものです。

狛江市では、平成 21（2009）年度に「狛江市第 3 次基本構想」を策定し、令和 2（2020）年を目標年次として、将来都市像である「私たちがつくる水と緑のまち」の実現に向け、積極的にまちづくりを進めてきました。

狛江市の将来都市像は、昭和 50（1975）年に策定された基本構想において、「水と緑の住宅都市」と定め、平成 2（1990）年に策定された第 2 次基本構想でも引き継がれ、現在の「私たちがつくる水と緑のまち」に至っています。

この間、全国的には、人口減少や少子高齢化の進行、人口構造の変化、公共施設の老朽化等、社会情勢は大きく変化してきました。狛江市においては、大規模マンションの建設等の影響もあり、人口は依然として微増傾向にありますが、狛江市人口ビジョン（平成 27（2015）年度策定）において、平成 32（2020）年をピークに人口が減少に転じると推計しています。また、少子高齢化が進行し、人口構造が変化する点についても、全国的な傾向と変わらないと推計しています。

こうした人口構造の変化は、社会保障関係費の増大や税収の減少、地域の活力の低下等、地方自治体を取り巻く環境や市民生活の多方面において、私たちがこれまで直面したことのない、深刻な問題を引き起こすことが懸念されます。今後は、これまで以上に限られた資源を計画的かつ有効に活用することが、持続可能なまちづくりを進めていく上で、より一層重要になっています。

このような時代において、狛江市の将来のまちの姿を、市民、議会及び行政が共有し、それぞれがお互いの役割を尊重しながら、より一層市民参加と市民協働による「狛江らしい」まちづくりを進めていくことが重要であると考え、新たな基本構想として、「狛江市第 4 次基本構想」を策定しました。

## **2 計画期間**

狛江市第 4 次基本構想の計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間とします。

### 3 狛江市の将来都市像

## ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～

これまで狛江市の将来都市像として掲げてきた「私たちがつくる水と緑のまち」に込められた想いを引き継ぎ、更に成長・充実させていくという想いを込めて、将来都市像を「**ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～**」とし、市民、議会及び行政が一体となってその実現を目指します。

「**ともに創る**」とは、まちづくりの主体である市民を始め、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、支え合うことで、市民参加と市民協働によるまちづくりをより一層進め、安心して笑顔で住み続けられるまちをともに創っていくという想いが込められています。

「**文化育むまち**」とは、都心に近いながらも豊かである「水と緑」を大切にする想いや、コンパクトさを活かした市民同士のつながりや絆等、狛江で生まれ、受け継がれてきた「狛江らしい」「狛江ならではの」文化をより一層育み、次世代に引き継いでいくことで、愛着や誇りを持てる魅力あるまちを目指していくという想いが込められています。

「**水と緑の狛江**」とは、多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区に代表される狛江の貴重な財産である自然環境を大切に守り、それらを暮らしの中に活かすことで、潤いや安らぎを与えてくれる自然環境と、いつまでも住みたいと感じる良好な住環境、農商工業を通じた活気やにぎわいが共存しているまちづくりを進めていくという想いが込められています。

また、昭和 50（1975）年に策定された基本構想から 40 年以上に渡り、脈々と受け継がれている「水と緑」への想いを大切にし、引き継ぐとともに、更に成長・充実させていきます。

## 4 まちづくりの視点

将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するための土台となり、各分野のまちづくりに共通する重要な視点として、2つの「まちづくりの視点」を定めます。

### ● お互いを認め支え合い、ともに創る

人々のライフスタイルや価値観が多様化し、暮らし方や働き方等が大きく変化しつつあります。

このような時代に、多様化する市民ニーズや行政課題、社会環境の変化による新たな行政需要等に柔軟に対応できるまちを創っていくためには、まちづくりの主体である市民一人ひとりが自らの責任と役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加することが不可欠な要素となっています。

また、市民を始め、地域を支える全ての個人や団体、企業、関係機関、行政がお互いに連携・協働するとともに、様々な主体がそれぞれの能力を十分に発揮することで、安心して住み続けられる、持続可能な狛江らしいまちをともに創っていくことが大切です。

狛江市では、防災・防犯、福祉、環境等の様々な分野において、市民や団体等が地域で活発に活動しています。今後も、様々な主体と行政がそれぞれの役割を担う中で、市民参加と市民協働によるまちづくりをより一層進めていくことが必要です。

さらに、それぞれの個性と能力が十分に発揮できるように、市民一人ひとりが思いやりを大切にし、差別や偏見のない心を持ち、お互いを認め支え合いながらまちづくりを進めていくことも大切です。

このことから、各分野のまちづくりについて、「**お互いを認め支え合い、ともに創る**」の視点を核として実施していきます。

## ● 狛江らしさを活かす

狛江市の特性として、市域面積が全国の市の中で2番目に小さく、道が平坦で、基本的には全て徒歩圏内であるというコンパクトさが挙げられます。このコンパクトさという特性は、市民同士の距離が近く、地域コミュニティの機能を高めることや、防災・防犯面、福祉における高齢者及び障がいのある人の見守り等、まちづくりの様々な分野に寄与するものです。

また、都心からの交通の便が良い上に、多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区や屋敷林等の「水と緑」が豊かであるとともに、狛江ブランド農産物の生産や、市内に数多くの古墳や史跡が点在していること等、様々な面において狛江市の特性ともいえる多くの魅力が存在しています。

今後も狛江市が持続的に成長していくためには、こうした「コンパクトさ」や「水と緑」等、多様な特性や魅力が相互につながり合うことで生まれる「狛江らしさ」「狛江ならではのもの」を確立・推進していくことが大切です。

また、こうした狛江の「ブランド」を効果的に市内外へ発信していくことで、市民には「狛江に住み続けたい」「狛江はふるさと」と思ってもらえるような愛着や誇りを持てるまちづくり、市外の方には「狛江に住みたい」と思ってもらえるような魅力あるまちづくりが求められています。

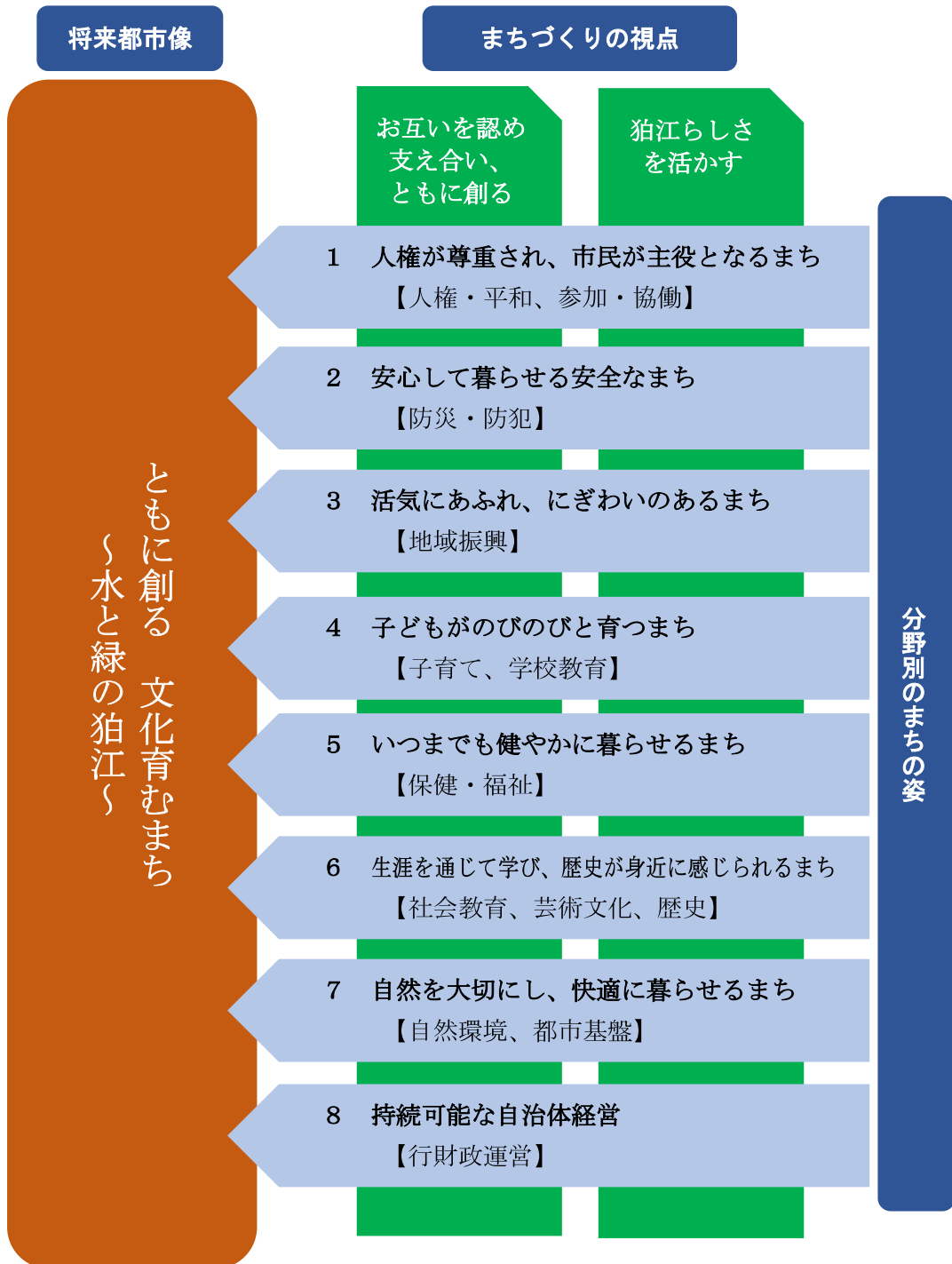
このことから、各分野のまちづくりについて、「**狛江らしさを活かす**」の視点を核として実施していきます。



## 5 分野別のまちの姿

将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するため、8つの「分野別のまちの姿」を定め、各分野のまちづくりを進めていきます。

なお、各分野のまちづくりに共通する重要な視点である2つの「まちづくりの視点」を核として実施していきます。



## 1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

地域で安心して住み続けるためには、お互いを理解し、認め合い、共に支え合う、人権を尊重する気持ちが地域全体に広がるのが大切です。

そのため、年齢や性別、障がいの有無や異なる文化・価値観等を認め合う「男女共同参画社会」や「多文化共生社会」といった、多様な主体がお互いを尊重し合う気持ちを醸成し、浸透させることで、誰もが平和に暮らすことができる「**人権が尊重されるまち**」を目指します。

また、市民が主体となったまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりの自治意識や地域の連帯感を高めていくことが大切です。

そのため、多くの市民や団体等が積極的にまちづくりに参加できる様々な機会を設けるとともに、必要な情報発信を行い、多様な主体が活発に活動することができる「**市民が主役となるまち**」を目指します。また、地域に潜在している市民活動に関心のある方や様々なスキルやつながりを持った方を掘り起こし、協働の裾野を広げていく仕組みづくりを推進していきます。

## 2 安心して暮らせる安全なまち

防災・防犯に対する意識が高まっている中、被害を最小限に抑え、市民の生命や暮らしを守っていくことが大切です。特に狛江市においては、昭和 49（1974）年に甚大な被害をもたらした多摩川の水害についても決して忘れてはなりません。

防災対策については、市民一人ひとりの防災意識が向上し、自らが備える「自助」に加え、地域で支え合う「共助」の重要性をより一層意識するとともに、他自治体等との連携強化や耐震化の推進等の「公助」にもこれまで以上に取り組むことで、災害に強いまちを目指します。

また、防犯対策については、都内区市におけるトップクラスの刑法犯認知件数の少なさを今後も維持していくとともに、防犯意識の啓発や地域の防犯活動の充実等にこれまで以上に努めることで、犯罪が未然に防止され、犯罪の少ない安全なまちを目指します。

防災・防犯施策を充実・強化し、災害に強く、犯罪の少ない安全なまちづくりを市民、事業者、関係機関、行政が一体となって実施することで、「**安心して暮らせる安全なまち**」を目指します。

### 3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

まちのにぎわいを創出するためには、地域に根差し、市民に愛されている農商工業の果たす役割はとて大きく、これらの産業を支援・育成することで、地域の活性化を図っていくことが大切です。

そのため、近年減少傾向にある農地の保全や狛江ブランド農産物の推進、市民が農業に親しみ、触れ合える場を充実させる等、「農業振興」を図っていくとともに、市民生活の支えとなる商店街への支援や駅周辺を中心とした活気づくり、地域の経済基盤の強化や活性化に向けた取組への支援を行う等、「商工業振興」を図っていくことで、「**活気にあふれ、にぎわいのあるまち**」を目指します。

また、狛江の特性であるコンパクトさや都心からの利便性、「水と緑」や古墳・史跡等の地域資源を最大限に活用するほか、新たな魅力の掘り起こしや創出にも取り組んでいきます。さらに、それらの魅力を市内外に広く効果的に発信する等、シティセールスの推進に取り組み、まちのイメージ向上を図ることで、人を呼び込み、持続的なまちの成長につなげていきます。

### 4 子どもがのびのびと育つまち

核家族化や共働き家庭の増加等、家族形態が多様化している中で、それぞれの考え方や価値観を尊重しつつ、安心して子どもを産み、育てられる環境を整えることが大切です。

そのため、切れ目のない子育て支援体制の構築や子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭が孤立しないよう、地域で温かく見守り支えることで、住み続けたいと思ってもらえるような「**子どもがのびのびと育つまち**」を目指します。

また、子どもがそれぞれの個性を伸ばし、自ら進んで考え、判断し、生きる力と豊かな心を育むとともに、支援を必要とする子ども一人ひとりの学びと成長を保障することができるよう、必要な教育環境の整備を進めていきます。

さらに、次世代を担う青少年が社会の一員としての自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、また、地域で活躍できる人材となるよう、心身共に健やかに育つための環境づくり等について、家庭、学校、地域、行政が一体となって推進していきます。

## 5 いつまでも健やかに暮らせるまち

住み慣れた地域で、共に支え合いながら、生き生きと日常生活を過ごすため、地域全体で健康づくりや福祉の課題に取り組んでいくことが大切です。

そのため、複雑化した地域生活課題を解決し、支援が必要な人に対して必要な支援が届くように、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、市民、団体、事業者がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進するとともに、行政と連携・協働した包括的な支援体制を整備することで、**「いつまでも健やかに暮らせるまち」**を目指します。

また、高齢者が地域の中で元気に活躍できる機会づくりや仕組みづくりを進めるとともに、生涯を通じた健康づくり等を進めていきます。さらに、障がいのある人や、様々な問題を抱え孤立しがちな人、生活に困窮している人等が地域の中で生き生きと生活できるよう、生活の安定や自立、就労等に対する課題について、きめ細かなサービスの提供等、市民や福祉関係者、行政が一体となって取り組んでいきます。

## 6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

市民が生涯を通じて学び、芸術文化活動やスポーツ活動を始めとする様々な活動に親しむことで、生活に生きがいやゆとりを持ち、心の豊かさを実感できることが大切です。

そのため、生涯を通じて学ぶことができるよう、自主的な活動の機会や居場所の充実を図るとともに、狛江ならではの芸術文化の更なる醸成に向けた取組等を行っていきます。また、年齢や障がいを問わず、スポーツをいつでも気軽に楽しむことができる機会づくりについて、団体や関係機関、行政等が連携して取り組むことで、市民が心身共に健やかな生活を送ることができる環境を整えることで、**「生涯を通じて学べるまち」**を目指します。

さらに、市内に数多くある古墳や史跡等の狛江の歴史について、市民が身近に触れ、親しむことができる環境づくりや次世代に継承する取組を行う等、狛江への愛着や誇りを持てるような**「歴史が身近に感じられるまち」**を目指します。

## 7 自然を大切に、快適に暮らせるまち

狛江市の財産である「水と緑」は、市民の暮らしに潤いや安らぎを与えてくれる貴重な資源であり、市民の憩いの場として未来へ引き継ぐことが大切です。また、気候変動の将来予測による適応の考え方等、新たな視点も取り入れつつ、環境課題の解決に向けた対策に取り組んでいくことも大切です。

そのため、この貴重な「水と緑」の保全や緑化の推進に対して、市民、事業者、関係機関、行政が連携・協働して取り組むとともに、そこに生息する多種多様な生物の保全を行う等、「**自然を大切に**するまち」を目指します。また、低炭素社会の形成やごみの減量化、資源化を推進する取組等を引き続き実施していくとともに、環境に対する意識の向上を図っていきます。

また、快適で安全な道路の整備や交通環境の向上等の都市基盤の整備に努め、「狛江に住み続けたい」と思ってもらえるような良好な居住環境や美しい街並みの創出を図ることが大切です。

そのため、歩行者、自転車、自動車が共に安全かつ効率的に通行できる幹線道路及び生活道路の体系的な整備を推進するとともに、適切かつ計画的な土地利用の誘導、とりわけ地域の特性を活かした調和のとれた街並みと駅周辺を中心とした拠点空間の形成を図ることで、「**快適に暮らせるまち**」を目指します。更に、近年増加傾向にある空家等の適切な管理や利活用の促進にも努めていきます。

## 8 持続可能な自治体経営

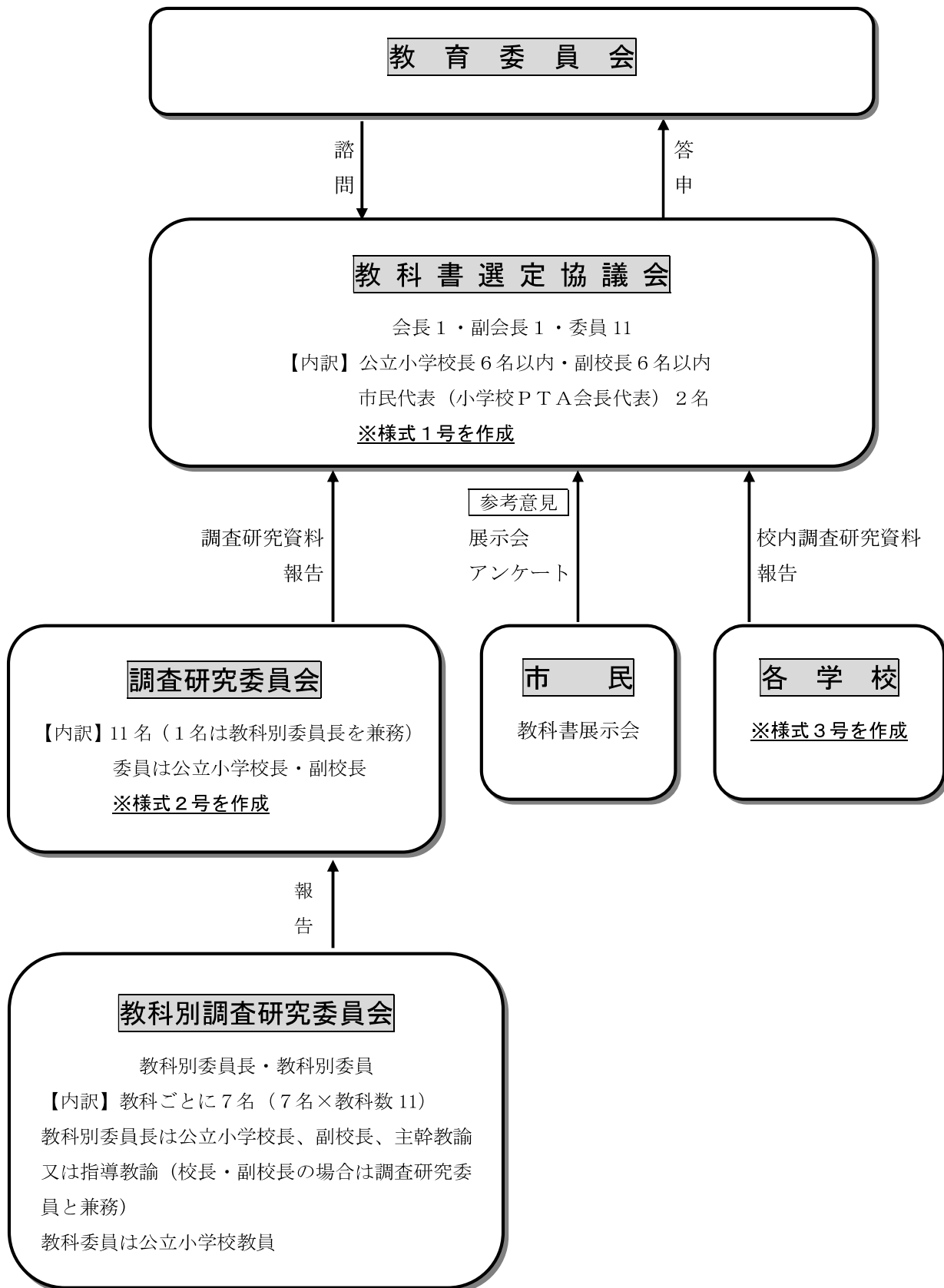
これからの自治体には、少子高齢化に伴う人口構造の変化に対応できる、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。限られた財源の中で、多様化する市民ニーズや行政課題に対応し、行政サービスを低下させることなく提供し続けていくためには、公共施設マネジメントの考え方等、計画的な財政運営とともに、社会情勢の変化に柔軟に対応することができる組織づくりや人財育成が大切です。

そのため、将来を見据えた長期的かつ戦略的な視点を持ちながら各種計画や方針を定め、効率的かつ効果的に施策・事務事業を実施していきます。また、民間委託の推進や他自治体等との広域連携のほか、適切かつ分かりやすい行政評価等、常に現状と課題を振り返り、効率的かつ効果的な行財政運営に努めるとともに、情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）等の技術革新にも目を向けながら、「**持続可能な自治体経営**」を目指します。

さらに、人財育成について、狛江への愛着と誇りや高い倫理観・規範性を持ち、時代の変化に対応できる経営感覚を持った職員を育てるとともに、その職員一人ひとりが能力・やる気を十分に活かせる組織づくりやコンプライアンス機能の強化を図ることで、市民に信頼される市役所づくりを進めていきます。

また、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上を図るため、部署間の連携を強化し、市民に親しまれる市役所づくりを進めていきます。

狛江市立小学校教科書採択概要図（令和2年度使用教科用図書）



狛江市立中学校教科書採択概要図（令和2年度使用教科用図書）

